

公衆浴場設備等改善資金に対する利子補給補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、防府市公衆浴場同業組合（以下「同業組合」という。）の組合員が施設の衛生水準を高め、その近代化を促進するために必要な資金（以下「設備等改善資金」という。）について、支払った利子の一部を助成することにより経営の安定と公衆衛生の向上に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱で「公衆浴場」とは、公衆浴場法（昭和23年法律第139号）第2条第1項の規定による許可を受けて経営されている施設であって、物価統制令（昭和21年勅令第118号）第4条の規定に基づき入浴料金の価格が統制され、かつ、利用形態からみてもっぱら地域住民の日常の保健衛生のために利用されていると認められるものをいう。

(補助対象)

第3条 市長は、同業組合の組合員が国民生活金融公庫（以下「公庫」という。）から設備等改善資金を借入れた場合において、組合員が公庫との約定により毎年1月1日から12月31日までの間に支払うべき利子について（遅延利子を除く。）、その年内に支払った利子の一部を毎年度予算の範囲内で補助金を交付することができる。

2 補助金の額は、毎年1月から12月までに支払った設備等改善資金に係る利子について年利4パーセント以内の割合で計算した額とする。

(補助金の交付申請)

第4条 補助金の交付を受けようとする者は、公衆浴場設備等改善資金利子補給補助金交付申請書（第1号様式）に次に掲げる書類を添えて、毎年1月20日までに同業組合長を経由して市長に提出しなければならない。

(1) 融資金融機関との契約書の写し及び償還計画表

(2) 融資金融機関の利子払込証明書

(補助金の交付決定)

第5条 市長は、前条の交付申請があった場合において、その内容を審査し、補助金を交付すべきものと認めたときは、交付を決定し、補助金交付指令書によりその旨を通知する。この場合においては、市長は、適正な交付を行うため必要と認めるときは、当該申請にかかる事項に条件を付することができる。

(補助金の交付)

第6条 市長は、前条の審査の結果、補助金の額を決定し、当該組合員に対し補助金を交付する。

(補助事業の内容の変更)

第7条 当該組合員は、本補助金交付にかかる融資の内容について変更しようとするときは、あらかじめ、その内容を市長に届け出て承認を受けなければならない。

(補助事業の中止又は廃止)

第8条 この補助事業の実施期間中に、当該組合員が営業を廃止し、又は組合を脱退するときは、あらかじめ市長にその旨を届け出なければならない。この場合、市長は同業組合と協議しこの補助金の交付を打切ることができる。

(調査等)

第9条 市長は、必要があると認めるときは、関係職員に当該組合員の施設改善状況その他関係書類を調査させることができる。

(補助金交付決定の取消し)

第10条 市長は、当該組合員がこの要綱の趣旨に違反したときは補助金の交付決定の全部又は一部を取り消し、補助金の返還を求めることができる。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、昭和48年4月1日から施行し、同日から適用する。
- 2 第3条に規定する「毎年1月から12月までに」とあるのは、「昭和48年度に限り4月から12月までに」として適用する。

附 則

この要綱は、平成8年3月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成15年3月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

第1号様式（第4条関係）

年 月 日

（あて先）防府市長

申請者名

（浴場名）

年度公衆浴場設備等改善資金利子補給補助金交付申請書

防府市公衆浴場等改善資金に対する利子補給補助金交付要綱第4条の規定により、
年度分利子補助金の交付を下記のとおり申請します。

記

補助金交付申請額

円

補助金交付指令書

防府指令生第 号

住 所

氏 名 様

(団体及び代表者)

年 月 日付申請のあった 年度、公衆浴場設備等改善
資金利子補給補助金について下記のとおり決定したので通知します。

年 月 日

防府市長

記

補助金交付額 円

交付の条件

当該補助金に係わる事業完了後10日以内に補助事業等実績報告書を
提出すること。